

○信州大学大学院学則（案）

(平成 16 年 4 月 7 日信州大学学則第 2 号)

改正	平成 16 年 4 月 22 日平成 16 年度学則第 2 号	平成 16 年 9 月 16 日平成 16 年度学則第 3 号
	平成 17 年 3 月 17 日平成 16 年度学則第 5 号	平成 17 年 6 月 16 日平成 17 年度学則第 1 号
	平成 18 年 2 月 16 日平成 17 年度学則第 3 号	平成 18 年 3 月 16 日平成 17 年度学則第 5 号
	平成 18 年 12 月 21 日平成 18 年度学則第 4 号	平成 19 年 2 月 22 日平成 18 年度学則第 5 号
	平成 19 年 12 月 26 日平成 19 年度学則第 3 号	平成 20 年 3 月 19 日平成 19 年度学則第 6 号
	平成 21 年 3 月 19 日平成 20 年度学則第 3 号	平成 21 年 5 月 21 日平成 21 年度学則第 2 号
	平成 22 年 3 月 26 日平成 21 年度学則第 4 号	平成 22 年 10 月 21 日平成 22 年度学則第 1 号
	平成 23 年 3 月 17 日平成 22 年度学則第 3 号	平成 24 年 3 月 29 日平成 23 年度学則第 2 号
	平成 24 年 4 月 19 日平成 24 年度学則第 1 号	平成 24 年 12 月 20 日平成 24 年度学則第 2 号
	平成 25 年 2 月 2 日平成 24 年度学則第 4 号	平成 25 年 3 月 15 日平成 24 年度学則第 5 号
	平成 26 年 3 月 28 日平成 25 年度学則第 5 号	平成 27 年 3 月 27 日平成 26 年度学則第 5 号
	平成 28 年 3 月 30 日平成 27 年度学則第 4 号	平成 28 年 6 月 22 日平成 28 年度学則第 1 号
	平成 29 年 3 月 29 日平成 28 年度学則第 3 号	平成 30 年 3 月 28 日平成 29 年度学則第 2 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 6 条)
- 第 2 章 収容定員(第 7 条)
- 第 3 章 大学院の授業及び大学院における研究指導(第 8 条)
- 第 4 章 研究科長及び運営組織(第 9 条—第 11 条)
- 第 5 章 学年, 学期及び休業日(第 12 条—第 14 条)
- 第 6 章 標準修業年限及び在学期間(第 15 条・第 16 条)
- 第 7 章 入学(第 17 条—第 27 条)
- 第 8 章 教育課程(第 27 条の 2—第 39 条)
- 第 9 章 修了要件, 学位授与等(第 40 条—第 47 条)
- 第 10 章 休学, 復学, 転学, 留学, 退学及び除籍(第 48 条—第 54 条)
- 第 11 章 賞罰(第 55 条・第 56 条)
- 第 12 章 科目等履修生(第 57 条—第 63 条)
- 第 13 章 研究生(第 64 条—第 68 条)
- 第 14 章 聴講生(第 69 条—第 74 条)
- 第 15 章 特別聴講学生及び特別研究学生(第 75 条—第 83 条)
- 第 16 章 外国人留学生(第 84 条—第 87 条)
- 第 17 章 授業料, 入学料, 検定料及び寄宿料(第 88 条—第 92 条)
- 第 18 章 特別の課程(第 92 条の 2・第 93 条)
- 第 19 章 補則(第 94 条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 信州大学大学院(以下「本大学院」という。)は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 本大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うこととするものは、専門職大学院とする。

(自己点検及び自己評価)

第2条 本大学院は、その教育研究水準の向上に資するため、本大学院の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本大学院は、前項の点検及び評価の結果について、信州大学の職員以外の者による検証を行うものとする。

3 第1項の点検及び評価並びに前項の検証の実施に関する事項は、別に定める。

(研究科)

第3条 本大学院に、次の研究科を置く。

総合人文社会科学研究科

教育学研究科

総合理工学研究科

医学系研究科

総合医理工学研究科

2 第5条の教育学研究科高度教職実践専攻は、専門職大学院とする。

(課程)

第4条 総合人文社会科学研究科、総合理工学研究科及び医学系研究科に修士課程を置き、総合医理工学研究科に博士課程を置く。

2 総合医理工学研究科の博士課程は、第5条の2に規定する総合医理工学研究科医学系専攻医学分野、生命医工学専攻生命工学分野4年制コース及び生命医工学専攻生体医工学分野4年制コースの4年の博士課程(以下「医学博士課程」という。)並びに同条に規定する医学系専攻保健学分野、総合理工学専攻、生命医工学専攻生命工学分野3年制コース及び生命医工学専攻生体医工学分野3年制コースの後期3年の課程のみの博士課程(以下「博士後期課程」という。)とする。

3 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を受け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うものとする。

4 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

第4条の2 教育学研究科に、専門職学位課程を置く。

2 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うものとする。

3 教育学研究科に置く専門職学位課程は、専ら教員養成のための教育を行うことを目的とする教職大学院の課程とする。

(専攻)

第5条 本大学院の研究科に、次の専攻を置く。

総合人文社会科学研究科

総合人文社会科学専攻

教育学研究科

(専門職学位課程)

高度教職実践専攻

総合理工学研究科

理学専攻

工学専攻

繊維学専攻

農学専攻

生命医工学専攻

医学系研究科

医科学専攻

保健学専攻

総合医理工学研究科

医学系専攻

総合理工学専攻

生命医工学専攻

(分野及びコース)

第5条の2 総合人文社会科学研究科及び総合医理工学研究科の専攻に、次の分野及びコースを置く。

総合人文社会科学専攻

人間文化学分野

心理学分野

経済学分野

法学分野

医学系専攻

医学分野

保健学分野

総合理工学専攻

ファイバー工学分野

エネルギー・システム工学分野

物質創成科学分野

山岳環境科学分野

生物・生命科学分野

数理・社会システム科学分野

生命医工学専攻

生命工学分野	4年制コース
	3年制コース
生体医工学分野	4年制コース
	3年制コース(組織の編制)

第6条 第3条の研究科における教育研究に携わる組織は、教育研究に係る責任の所在が明確になるよう、編制するものとする。

2 前項の編制その他必要な事項は、別に定める。

第2章 収容定員

(収容定員)

第7条 収容定員は、別表第1のとおりとする。

(大学院の授業及び大学院における研究指導)

第8条 本大学院の授業は、教授、准教授、講師又は助教が担当するものとする。

2 本大学院における学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)は、教授が担当するものとし、研究科において必要と認めるときは、当該研究科の定めるところにより、准教授が担当し、又は講師若しくは助教に担当させ、若しくは分担させることができる。

第4章 研究科長及び運営組織

(研究科長)

第9条 本大学院の各研究科に研究科長を置き、次のとおり、信州大学学術研究院の学系長をもって充てる。

総合人文社会科学研究科長	人文科学系長、教育学系長、社会科学系長の輪番
教育学研究科長	教育学系長
総合理工学研究科長	理学系長、工学系長、農学系長及び繊維学系長の輪番
医学系研究科長	医学系長
総合医理工学研究科長	理学系長、医学系長、工学系長、農学系長及び繊維学系長の輪番

2 研究科長は、当該研究科に関する事項を掌理する。

(教育研究評議会)

第10条 本大学院の管理、運営その他本大学院における重要事項の審議は、国立大学法人信州大学教育研究評議会(以下「教育研究評議会」という。)において行う。

(大学院研究科委員会)

第11条 各研究科に、大学院研究科委員会(以下「研究科委員会」という。)を置く。

2 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。

3 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長その他の研究科委員会が置かれる組織の長(以下この項において「学長等」という。)が掌る教育研究に関する事項について審議し、学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

4 研究科委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 学年、学期及び休業日

(学年)

第12条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第13条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項に規定する前学期の終期及び後学期の始期は、各研究科の事情により、学長が変更することができる。

(学期の分割)

第13条の2 前条に規定する前学期及び後学期の期間は、各研究科の事情により、当該各期間を前半期と後半期に分けることができる。

(休業日)

第14条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 土曜日

(3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(4) 春季休業

(5) 夏季休業

(6) 冬季休業

2 前項第4号から第6号までの期間は、学長が別に定める。

3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

(標準修業年限)

第15条 修士課程及び教職大学院の課程の標準修業年限は、2年とする。

2 前項の規定にかかわらず、修士課程において、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

3 医学博士課程の標準修業年限は、4年とする。

4 博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

(在学期間)

第16条 修士課程及び教職大学院の課程の学生は4年、医学博士課程の学生は8年、博士後期課程の学生は6年を超えて在学することができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第2項の学生は標準修業年限の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第24条又は第25条の規定により入学した学生は、第27条により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第7章 入学

(入学の時期)

第17条 入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(入学資格)

第18条 修士課程及び専門職学位課程の入学資格者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (5)の2 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号)
- (8) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学させる本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- (10) 大学に3年以上在学した者であって、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- (11) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者であって、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの

- (12) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了した者であって、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- (13) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者であって、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの

第 19 条 医学博士課程の入学資格者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学における医学、歯学、薬学(修業年限が 6 年のものに限る。)又は獣医学を履修する課程を卒業した者
- (2) 外国において学校教育における 18 年の課程を修了し、その最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学であった者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 18 年の課程を修了し、その最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学であった者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 18 年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、その最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学であった者
- (4) の 2 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が 5 年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与され、その最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学であった者
- (5) 文部科学大臣の指定した者(昭和 30 年文部省告示第 39 号)
- (6) 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学させる本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (7) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学における医学、歯学、薬学(修業年限が 6 年のものに限る。)又は獣医学の課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳に達したもの
- (8) 大学における医学、歯学、薬学(修業年限が 6 年のものに限る。)又は獣医学の課程に 4 年以上在学した者であって、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- (9) 外国において学校教育における 16 年の課程を修了し、その最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学であった者で、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの

- (10) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了し、その最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学であった者であって、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- (11) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、その最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学であった者であって、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの

第 19 条の 2 総合医理工学研究科医学系専攻保健学分野の入学資格者は、看護師、助産師、保健師、臨床検査技師、理学療法士又は作業療法士等の免許を有し、かつ、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和 51 年法律第 72 号)第 1 条第 2 項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第 4 号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準(昭和 49 年文部省令第 28 号。以下同じ。)第 16 条の 2 に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第 118 号)
- (8) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳に達したもの

第 20 条 総合医理工学研究科の総合理工学専攻、生命医工学専攻生命工学分野 3 年制コース及び生命医工学専攻生体医工学分野 3 年制コースの入学資格者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第118号)
- (8) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(入学の出願)

第21条 本大学院への入学を志願する者は、所定の期日までに入学願書に所定の検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。

(入学者の決定)

第22条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第23条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに別に定める書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者(入学料の免除又は徴収猶予を申請している者を含む。)に入学を許可する。

第23条の2 本大学院の修士課程又は教職大学院の課程を修了し、引き続き博士課程に進学を志願する者については、選考の上、進学を許可する。

(編入学及び再入学)

第24条 大学院を修了した者又は退学した者で、本大学院への入学を志願する者がある場合は、選考の上、相當年次に入学を許可することがある。

(転入学)

第25条 他の大学院に在学している者で、本大学院への入学を志願する者がある場合は、選考の上、相當年次に入学を許可することがある。

2 前項に定めるもののほか、我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学している者及び国際連合大学の課程に在学している者で、本大学院への入学を志願する者がある場合は、選考の上、相當年次に入学を許可することがある。

(研究科間の転科等)

第26条 修士課程又は教職大学院の課程の学生で、他の研究科の修士課程又は教職大学院の課程に転科を志願する者がある場合は、選考の上、相當年次に転科を許可することがある。

2 転専攻を志願する者がある場合は、選考の上、これを許可することがある。

(編入学、再入学、転入学等の場合の取扱い)

第27条 前3条の規定により、入学又は転科等を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、当該研究科の研究科委員会の議を経て、研究科長が定める。

第8章 教育課程

(教育課程の編成方針)

第27条の2 本大学院は、本大学院、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに、研究指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、本大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(博士課程学位プログラム)

第27条の3 本大学院は、優秀な学生を俯瞰力と独創力を備え広く産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーへと導くため、修士課程と博士課程を一貫して教育するプログラム(以下「博士課程学位プログラム」という。)として、次の各号に掲げるプログラムを編成する。

- (1) ファイバーネッサンスを先導するグローバルリーダーの養成プログラム
- (2) サスティナブルソサイエティグローバル人材養成プログラム

2 博士課程学位プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(教育方法)

第28条 本大学院の各研究科(教育学研究科高度教職実践専攻を除く。)の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行う。

2 教育学研究科高度教職実践専攻の教育は、授業科目の授業によって行う。

(授業科目、単位数及び履修方法)

第29条 授業科目、その単位数及び履修方法については、各研究科において定める。

(授業の方法)

第30条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 研究科は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 研究科は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 研究科は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(単位の計算方法)

第31条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準によるものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、別に定める時間の授業をもって1単位とすることができます。
- 2 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、前項各号に規定する基準により、別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、学位論文の作成に関する特別研究等の授業科目を設定する場合において、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められるときは、各研究科において単位数を定めることができる。

(単位の授与)

第32条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を授与する。ただし、前条第3項に規定する授業科目については、適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(成績評価基準等の明示等)

第32条の2 本大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 本大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

(成績の評価)

第33条 授業科目の試験の成績は、秀、優、良、可及び不可の5種の評語をもって表し、秀、優、良及び可を合格とする。ただし、必要と認める場合は、合格及び不合格の評語を用いることができる。

(他の研究科の授業科目の履修等)

第34条 研究科において教育上有益と認めるときは、学生が他の研究科の授業科目を履修し、又は必要な研究指導を受けることを認めることができる。

- 2 前項に定める他の研究科における授業科目の履修等に関し必要な事項は、各研究科において定める。(他の大学院等における授業科目の履修)

第35条 研究科(教育学研究科高度教職実践専攻を除く。以下この条において同じ。)において教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生が当該大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

- 2 前項の規定により他の大学院において履修した授業科目について修得した単位は、10単位を超えない範囲で、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 前項の規定は、研究科において教育上有益と認めるときは、第48条第1項に規定する休学により学生が外国の大学院(これに相当する教育研究機関を含む。以下「外国の大学院等」という。)において履修した授業科目について修得した単位について準用する。
- 4 第2項の規定は、研究科において教育上有益と認めるときは、学生が外国の大学院等が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、学生が外国の大学院等の課程を有するものと

して当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する場合の授業科目について修得した単位について準用する。

- 5 前3項及び第52条第2項の規定により本大学院において修得したものとみなす単位数は、合わせて10単位を超えないものとする。
- 6 第1項の規定により他の大学院において授業科目を履修した期間は、本大学院の在学期間に算入する。
- 7 他の大学院及び外国の大学院等における授業科目の履修に関し必要な事項は、各研究科において定める。

第35条の2及び第35条の3 削除

(他大学院等における研究指導)

第36条 研究科(教育学研究科高度教職実践専攻を除く。以下この条において同じ。)において教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等(以下「他大学院等」という。)との協議に基づき、学生が他大学院等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。この場合において、国立及び公立以外の研究所等において必要な研究指導を受けることを認めるときは、教育研究評議会の議を経るものとする。

- 2 前項の規定により他大学院等における研究指導を修士課程の学生について認めるときには、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。
- 3 第1項の規定により他大学院等において必要な研究指導を受けた期間は、本大学院の在学期間に算入する。
- 4 他大学院等における研究指導に関し必要な事項は、各研究科において定める。

(入学前の既修得単位の取扱い)

第37条 研究科(教育学研究科高度教職実践専攻を除く。)において教育上有益と認めるときは、学生が入学前に大学院(外国の大学院及び国際連合大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなす単位数は、編入学等の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、10単位を超えないものとする。
- 3 入学前の既修得単位の取扱いに関し必要な事項は、各研究科において定める。

第37条の2から第37条の6まで 削除

(長期にわたる教育課程の履修)

第38条 本大学院は、各研究科の定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、第15条に定める標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

- 2 前項による計画的な教育課程の修業年限は、第16条に定める在学期間を超えることはできない。
(教育課程の計画的特例履修)

第38条の2 各研究科(修士課程を置く研究科に限る。)は、本大学院と外国の大学院等との間において締結した交流協定(研究科間交流協定及びこれに準ずるものを含む。以下「交流協定」という。)に基づく留学により、第15条に定める標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを修士課程の学生(標準修業年限の最終年次の学生及び前条による長期にわたる教育課程の履修を認められている学生を除く。)が希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項による計画的な教育課程の修業年限は、3年を超えることはできない。

(教育方法の特例)

第39条 教育上特別の必要があると認められる場合には、当該研究科において定めるところにより、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

第9章 修了要件、学位授与等

(修士課程の修了要件)

第40条 修士課程の修了の要件は、当該課程に2年以上(第15条第2項にあっては1年以上)在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、当該研究科が優れた業績を上げたと認める者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士課程の修了要件)

第41条 医学博士課程の修了の要件は、当該課程に4年以上在学し、32単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、当該研究科が優れた研究業績を上げたと認める者については、当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

第42条 博士後期課程の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、次の各号に定める単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、当該研究科が優れた研究業績を上げたと認める者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(1) 総合医理工学研究科医学系専攻保健学分野 18単位

(2) 総合医理工学研究科総合理工学専攻、生命医工学専攻生命工学分野3年制コース及び生命医工学専攻生体医工学分野3年制コース 16単位

2 前項の規定にかかわらず、標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を修了した者及び第40条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者(大学院設置基準第16条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者を含む。)で、当該研究科が優れた研究業績を上げたと認める者の在学期間に關しては、当該課程に修士課程における在学期間(2年を限度とする。)を含めて3年以上在学すれば足りるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、修士の学位若しくは専門職学位を有する者又は第20条第2号から第6号までの規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等

以上の学力があると認められた者で、当該研究科が優れた研究業績を上げたと認める者の在学期間に関しては、当該課程に1年(標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を修了した者及び標準修業年限を1年以上2年未満とした専門職学位課程を修了した者にあっては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間とし、第40条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者(大学院設置基準第16条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者を含む。)にあっては、3年から当該課程における在学期間(2年を限度とする。)を減じた期間とする。)以上在学すれば足りるものとする。

(専門職学位課程の修了要件等)

第42条の2 教職大学院の課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、45単位以上(高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として小学校等その他の関係機関で行う実習に係る10単位以上を含む。)を修得することとする。

第42条の3 削除

(学位論文の提出及び審査並びに最終試験)

第43条 各研究科(教育学研究科高度教職実践専攻を除く。以下この条において同じ。)の研究科委員会は、学位論文の審査、最終試験等を行うため、当該研究科委員会で選出する2人以上の教授(当該研究科委員会において必要と認めるときは、准教授をもって代えることができる。)及び研究指導を担当した教授、准教授、講師又は助教をもって組織する審査委員会を設ける。

- 2 研究科において必要と認めるときは、前項に定める審査委員会に研究指導を分担した講師又は助教を加えることができる。
- 3 最終試験は、研究科所定の単位を修得した者で、学位論文の審査を経た者について、学位論文を中心として、これに関連ある授業科目について行うものとする。
- 4 学位論文及び最終試験の合格又は不合格は、審査委員会の報告に基づいて研究科委員会において審査し、決定する。

(課程修了の認定)

第44条 前条の審査を経て、学長が課程修了の認定を行う。

第44条の2 教育学研究科高度教職実践専攻にあっては、第42条の2の要件を満たした者について、学長が課程修了の認定を行う。

第44条の3 削除

(学位の授与)

第45条 本大学院の課程を修了した者に対し、その研究科の課程に応じ修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

- 2 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本大学院に博士論文の審査を申請し、その審査に合格し、かつ、本大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有すると確認された者に授与することがある。

(学位規程)

第46条 学位に関し必要な事項は、信州大学学位規程(平成16年信州大学規程第19号)の定めるところによる。

(教育職員免許状授与の所要資格)

第47条 教育職員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本大学院において、教育職員免許法に規定する所定の単位を修得した者が取得できる教育職員免許状の種類は、別表第2に掲げるとおりとする。

(休学)

第48条 疾病その他の理由により引き続き3月以上修学することができない者は、医師の診断書又は理由書を添えて学長に願い出て、その許可を得て休学することができる。

2 休学期間は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別の事情がある場合には、1年を超えて許可することができる。

3 休学期間は通算して、修士課程及び教職大学院の課程にあっては2年、医学博士課程にあっては4年、博士後期課程にあっては3年を超えることはできない。

(休学期間の取扱い)

第49条 前条に定める休学期間は、第16条の在学期間に算入しない。

(復学)

第50条 休学期間が満了した学生は、復学しなければならない。

2 休学期間にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

3 疾病により休学した者が復学を願い出るときは、医師の診断書を添付しなければならない。

(転学)

第51条 他の大学院へ転学しようとするときは、所定の手続により願い出て、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第52条 研究科において教育上有益と認めるときは、外国の大学院等との協議に基づき、学生が当該外国の大学院等に留学することを認めることができる。

2 第35条第2項及び第5項並びに第36条の規定は、前項の規定により外国の大学院等へ留学する場合に準用する。

3 留学に関し必要な事項は、各研究科において定める。

(退学)

第53条 退学しようとする者は、理由を付して所定の手続により願い出て、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第54条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 授業料の納付期限を経過し、督促してもなお納付しない者
- (2) 疾病その他の理由により成業の見込みがないと認められる者
- (3) 第16条に定める在学期間を超えて、なお所定の課程を修了できない者
- (4) 第48条第3項に定める休学期間を超えて、なお就学できない者

(5) 入学料の免除又は徴収猶予を申請した者のうち、免除若しくは徴収猶予が許可されなかつた者又はその一部の免除を許可された者で、その納付すべき入学料を所定の期日までに納付しないもの

(6) 入学料の徴収猶予を許可された者で、その納付すべき入学料を所定の期日までに納付しないもの

第11章 賞罰

(表彰)

第55条 学生として表彰に値する行為があった者は、研究科長の推薦により、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第56条 本大学院の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、研究科長の申請により教育研究評議会の議を経て、学長が懲戒を行う。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 学生の懲戒に係る手続き等に関し必要な事項は、別に定める。

第12章 科目等履修生

(科目等履修生)

第57条 本大学院の学生以外の者で、本大学院が開設する一又は複数の授業科目を履修し、単位を取得しようとする者がある場合は、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生の入学の時期は、原則として毎学期の始めとする。

第58条 科目等履修生として入学を志願する者は、願書に添えて検定料を納付しなければならない。

第59条 科目等履修生として選考に合格し、入学料を納めた者に対し、入学を許可する。

第60条 科目等履修生は、履修しようとする授業科目の単位数に応じた額の授業料を入学と同時に納めなければならない。

第61条 科目等履修生が履修した授業科目については、試験の上、単位を与える。

第62条 科目等履修生には、その履修した授業科目について、別に定めるところにより、単位修得証明書を交付することがある。

第63条 本章に定めるもののほか、科目等履修生については、本大学院の学生に関する規定を準用する。

第13章 研究生

(研究生)

第64条 本大学院において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、当該研究科の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 在学期間は、2年以内とし、さらに研究を続けようとする場合には、延期を願い出て許可を受けなければならない。

第65条 研究生として入学を志願する者は、必要書類を提出するとともに、検定料を納めなければならない。

第66条 研究生として選考に合格し、入学料を納めた者に対し、入学を許可する。

第67条 研究生は、所定の授業料を別に定めるところにより納めなければならない。

第68条 本章に定めるもののほか、研究生については、本大学院の学生に関する規定を準用する。

第14章 聴講生

(聴講生)

第69条 本大学院において特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、当該研究科の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。

2 聴講生の入学の時期は、原則として毎学期の始めとする。

第70条 聴講生として入学を志願する者は、必要書類を提出するとともに、検定料を納めなければならない。

第71条 聴講生として選考に合格し、入学料を納めた者に対し、入学を許可する。

第72条 聴講生は、履修しようとする授業科目の単位数に応じた額の授業料を入学と同時に納めなければならない。

第73条 聴講生が聴講した授業科目については、別に定めるところにより、聴講証明書を交付することがある。

第74条 本章に定めるもののほか、聴講生については、本大学院の学生に関する規定を準用する。

第15章 特別聴講学生及び特別研究学生

(特別聴講学生)

第75条 他の大学院又は外国の大学院若しくは国際連合大学の学生で、本大学院において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学院等との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

(特別研究学生)

第76条 他の大学院又は外国の大学院若しくは国際連合大学の学生で、本大学院において研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該大学院等との協議に基づき、特別研究学生として入学を許可することがある。

(特別聴講学生及び特別研究学生の入学の時期)

第77条 特別聴講学生及び特別研究学生の入学の時期は、原則として毎学期の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該学生が外国の大学院及び国際連合大学に在学中の学生で、特別の事情がある場合の受入れ時期は、各研究科においてその都度定めることができる。

(特別聴講学生及び特別研究学生の検定料及び入学料)

第78条 特別聴講学生及び特別研究学生の検定料及び入学料は、徴収しない。

(特別聴講学生及び特別研究学生の授業料)

第79条 特別聴講学生の授業料の額は、聴講生の額と同額とし、履修しようとする授業科目の単位数に応じた額を入学と同時に納めなければならない。

2 特別研究学生の授業料の額は、研究生の額と同額とし、別に定めるところにより納めなければならぬ。

第80条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者を特別聴講学生として受け入れる場合の授業料は、徴収しない。

(1) 国立大学(国立大学法人法(平成15年法律第112号)に基づき設置される大学をいう。以下同じ。)の大学院の学生

(2) 大学間相互単位互換協定(授業料の相互不徴収が規定されているものに限る。)に基づき受け入れる公立又は私立の大学の大学院の学生

(3) 研究科間相互単位互換協定(授業料の相互不徴収について、あらかじめ教育研究評議会の議を経て学長が認めたものに限る。)に基づき受け入れる公立又は私立の大学院の学生

第81条 第79条第2項の規定にかかわらず、次の1に該当する者を特別研究学生として受け入れる場合の授業料は、徴収しない。

(1) 国立大学の大学院の学生

(2) 大学間特別研究学生交流協定(授業料の相互不徴収が規定されているものに限る。)に基づき受け入れる公立又は私立の大学の大学院の学生

(3) 研究科間特別研究学生交流協定(授業料の相互不徴収について、あらかじめ教育研究評議会の議を経て学長が認めたものに限る。)に基づき受け入れる公立又は私立の大学院の学生

(特別聴講学生及び特別研究学生への規定の準用)

第82条 本章に定めるもののほか、特別聴講学生及び特別研究学生については、本大学院の学生に関する規定を準用する。

(特別聴講学生及び特別研究学生に関する細目)

第83条 特別聴講学生及び特別研究学生に関し必要な事項は、各研究科において定める。

第16章 外国人留学生

(外国人留学生)

第84条 外国人で、我が国において教育を受ける目的をもって入国し、本大学院に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

第85条 削除

(協定留学生の授業料等の不徴収)

第86条 交流協定(授業料等の相互不徴収が規定されているものに限る。)に基づく外国人留学生に係る授業料、入学料及び検定料は、徴収しない。

(外国人留学生への規定の適用)

第87条 本章に定めるもののほか、外国人留学生については、本大学院の学生の規定を適用する。

第17章 授業料、入学料、検定料及び寄宿料

(授業料等)

第88条 授業料、入学料、検定料及び寄宿料の額並びに徴収方法は、別に定める。

(退学等の場合の授業料)

第89条 退学若しくは転学する者又は退学を命ぜられた者は、その期の授業料を納付しなければならない。

2 停学を命ぜられた者は、その期間中の授業料を納付しなければならない。

3 授業料、入学料、検定料及び寄宿料の徴収に関し必要な事項は、別に定める。

(入学料、授業料及び寄宿料の免除及び徴収猶予)

第90条 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認める場合又はその他やむを得ない事情があると認められる場合は、入学料、授業料及び寄宿料の全部若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することがある。

2 前項に定めるもののほか、学業及び人物共に特に優秀と認められる場合は、授業料の全部若しくは一部を免除することがある。

3 入学料、授業料及び寄宿料の免除及び徴収の猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(既納の授業料等)

第91条 納付した授業料、入学料、検定料及び寄宿料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合には、納付した者の申出により、当該各号に定める額を返還する。

(1) 入学を許可されたとき納付した授業料であって、3月31日までに入学を辞退した場合における当該授業料相当額

(2) 前期分授業料徴収の際、後期分授業料を併せて納付した者が、後期分授業料の徴収時期前に休学又は退学した場合における後期分授業料相当額

(3) 前期分授業料徴収の際、後期分授業料を併せて納付した者が、前条第2項の規定に基づき後期分授業料の全部を免除された場合における当該免除された後期分授業料相当額

(科目等履修生、研究生等の授業料等)

第92条 科目等履修生、研究生及び聴講生の検定料、入学料及び授業料の額は、別に定める額とする。

第18章 特別の課程

(特別の課程)

第92条の2 本大学院は、本大学院の学生以外の者を対象とした特別の課程(以下「特別の課程」という。)を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

2 特別の課程に関し必要な事項は、別に定める。

第93条 削除

第19章 補則

(規程等への委任)

第94条 この学則に定めるもののほか、本大学院の組織、管理及び運営の細目その他本大学院に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この学則は、平成16年4月7日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

2 医学研究科医学系専攻及び加齢適応医科学系専攻の平成16年度及び平成17年度における収容定員は、別表第1収容定員表の規定にかかわらず、附則別表第1のとおりとする。

- 3 工学系研究科博士後期課程生物機能工学専攻の平成 16 年度における収容定員は、別表第 1 収容定員表の規定にかかわらず、附則別表第 2 のとおりとする。
- 4 廃止前の国立学校設置法(昭和 24 年法律第 150 号)に基づき設置された信州大学(以下「旧大学」という。)の信州大学学則等を廃止する規程(平成 16 年信州大学規程第 437 号)に基づき廃止する信州大学大学院学則(平成 6 年信州大学規程第 260 号。以下「旧大学院学則」という。)の規定により、旧大学の大学院(以下「旧大学院」という。)に入学した学生が在学しなくなる日までの間、存続するとされた旧大学院の専攻に関する旧大学院学則の規定は、当該学生が国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号)に基づき国立大学法人信州大学が設置する信州大学の大学院(以下「新大学院」という。)に在学しなくなる日までの間、平成 16 年 4 月 1 日以後も、なおその効力を有する。
- 5 旧大学院学則の規定により、旧大学院に入学した学生が取得できる教育職員の免許状の種類に関する旧大学院学則の規定は、別表第 2 教育職員免許状の種類の規定にかかわらず、当該学生が新大学院に在学しなくなる日までの間、平成 16 年 4 月 1 日以後も、当該学生に対して、なおその効力を有する。

附則別表第 1(附則第 2 項関係)

研究科名	専攻名	収容	定員
		平成 16 年度	平成 17 年度
医学研究科	医学系専攻	96	144
	加齢適応医科学系専攻	28	42

附則別表第 2(附則第 3 項関係)

研究科名	専攻名	収容定員
		平成 16 年度
工学系研究科	生物機能工学専攻	38

附 則(平成 16 年 4 月 22 日平成 16 年度学則第 2 号)

この学則は、平成 16 年 4 月 22 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 16 年 9 月 16 日平成 16 年度学則第 3 号)

この学則は、平成 16 年 9 月 16 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 17 年 3 月 17 日平成 16 年度学則第 5 号)

- 1 この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 17 年 3 月 31 日に工学系研究科博士前期課程に在学する者については、この学則による改正後の第 23 条の 2 を、同条中「修士課程」を「修士課程(博士前期課程を含む。)」と読み替えて適用するものとする。
- 3 平成 17 年 3 月 31 日に置かれている工学系研究科地球環境システム科学専攻、生物機能工学専攻、材料工学専攻及びシステム開発工学専攻は、この学則による改正後の規定にかかわらず、平成 17 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。この場合において、当該専攻の平成 17 年度及び平成 18 年度における収容定員は、附則別表第 1 のとおりとする。

附則別表第 1 (附則第 3 項関係)

研究科名	専攻名	収容	定員
		平成 17 年度	平成 18 年度
工学系研究科	地球環境システム科学専攻	12	6
	生物機能工学専攻	26	13
	材料工学専攻	18	9
	システム開発工学専攻	20	10

4 総合工学系研究科生命機能・ファイバー工学専攻、システム開発工学専攻、物質創成科学専攻、山岳地域環境科学専攻及び生物・食料科学専攻の平成 17 年度及び平成 18 年度における収容定員は、別表第 1 収容定員表の規定にかかわらず、附則別表第 2 のとおりとする。

附則別表第 2 (附則第 4 項関係)

研究科名	専攻名	収容	定員
		平成 17 年度	平成 18 年度
総合工学系研究科	生命機能・ファイバー工学専攻	15	30
	システム開発工学専攻	12	24
	物質創成科学専攻	7	14
	山岳地域環境科学専攻	8	16
	生物・食料科学専攻	7	14

5 法曹法務研究科法曹法務専攻の平成 17 年度及び平成 18 年度における収容定員は、別表第 1 収容定員表の規定にかかわらず、附則別表第 3 のとおりとする。

附則別表第 3 (附則第 5 項関係)

研究科名	専攻名	収容	定員
		平成 17 年度	平成 18 年度
法曹法務研究科	法曹法務専攻	40	80

附 則(平成 17 年 6 月 16 日平成 17 年度学則第 1 号)

この学則は、平成 17 年 6 月 16 日から施行する。

附 則(平成 18 年 2 月 16 日平成 17 年度学則第 3 号)

この学則は、平成 18 年 2 月 16 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 16 日平成 17 年度学則第 5 号)

この学則は、平成 18 年 3 月 16 日から施行する。

附 則(平成 18 年 12 月 21 日平成 18 年度学則第 4 号)

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 2 月 22 日平成 18 年度学則第 5 号)

1 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

2 医学系研究科保健学専攻の平成 19 年度における収容定員は、別表第 1 収容定員表の規定にかかわらず、附則別表のとおりとする。

附則別表(附則第2項関係)

研究科名	専攻名	収容定員
医学系研究科	保健学専攻	平成19年度
		14

附 則(平成19年12月26日平成19年度学則第3号)

この学則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則(平成20年3月19日平成19年度学則第6号)

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年3月31日に在学する者については、この学則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成21年3月19日平成20年度学則第3号)

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日に在学する者については、この学則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成21年3月31日に置かれている医学系研究科保健学専攻は、この学則による改正後の規定にかかわらず、同日に当該専攻に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。この場合において、当該専攻の平成21年度における収容定員は、附則別表第1のとおりとする。

附則別表第1 (附則第3項関係)

研究科名	専攻名	収容定員
医学系研究科	保健学専攻	平成21年度
		14

- 4 医学系研究科医学系専攻の平成21年度から平成23年度までにおける収容定員は、別表第1収容定員表の規定にかかわらず、附則別表第2のとおりとする。

附則別表第2 (附則第4項関係)

研究科名	専攻名	収容定員		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
医学系研究科	医学系専攻	188	184	180

- 5 医学系研究科保健学専攻の平成21年度及び平成22年度における収容定員は、別表第1収容定員表の規定にかかわらず、附則別表第3のとおりとする。

附則別表第3 (附則第5項関係)

研究科名	専攻名	収容定員		
		平成21年度		平成22年度
		博士前期課程	博士後期課程	博士後期課程
医学系研究科	保健学専攻	14	4	8

附 則(平成 21 年 5 月 21 日平成 21 年度学則第 2 号)

この学則は、平成 21 年 5 月 21 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 26 日平成 21 年度学則第 4 号)

- 1 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 22 年 3 月 31 日に農学研究科に在学する者が取得できる教育職員免許状の種類は、この学則による改正後の別表第 2 教育職員免許状の種類の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 工学系研究科機械システム工学専攻、電気電子工学専攻、社会開発工学専攻、物質工学専攻、情報工学専攻、環境機能工学専攻、素材開発工学専攻、機能機械学専攻及び精密素材工学専攻の平成 22 年度における収容定員は、別表第 1 収容定員表の規定にかかわらず、附則別表第 1 のとおりとする。
- 4 法曹法務研究科法曹法務専攻の平成 22 年度及び平成 23 年度における収容定員は、別表第 1 収容定員表の規定にかかわらず、附則別表第 2 のとおりとする。

附則別表第 1(附則第 3 項関係)

研究科名	専攻名	収容定員	
		平成 22 年度	
工学系研究科	機械システム工学専攻	59	
	電気電子工学専攻	81	
	社会開発工学専攻	76	
	物質工学専攻	51	
	情報工学専攻	85	
	環境機能工学専攻	35	
	素材開発化学専攻	36	
	機能機械学専攻	41	
	精密素材工学専攻	35	

附則別表第 2(附則第 4 項関係)

研究科名	専攻名	収容定員	
		平成 22 年度	平成 23 年度
法曹法務研究科	法曹法務専攻	98	76

附 則(平成 22 年 10 月 21 日平成 22 年度学則第 1 号)

この学則は、平成 22 年 10 月 21 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 17 日平成 22 年度学則第 3 号)

- 1 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 23 年 3 月 31 日に工学系研究科機械システム工学専攻に在学する者が取得できる教育職員免許状の種類は、この学則による改正後の別表第 2 教育職員免許状の種類の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 24 年 3 月 29 日平成 23 年度学則第 2 号)

- 1 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 24 年 3 月 31 日に置かれている工学系研究科は、この学則による改正後の規定にかかわらず、同日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。この

場合において、当該研究科の平成 24 年度における収容定員は、附則別表 1 のとおりとし、当該研究科に在学する学生が取得できる教育職員免許状の種類は、なお従前の例による。

附則別表第 1 (附則第 2 項関係)

研究科名	専攻名	収容定員
		平成 24 年度
工学系研究科	数理・自然情報科学専攻	16
	物質基礎科学専攻	26
	地球生物圏科学専攻	28
	機械システム工学専攻	32
	電気電子工学専攻	45
	社会開発工学専攻	40
	物質工学専攻	30
	情報工学専攻	45
	環境機能工学専攻	20
	応用生物科学専攻	21
	繊維システム工学専攻	21
	素材開発化学専攻	21
	機能機械学専攻	23
	精密素材工学専攻	20
	機能高分子学専攻	23
	感性工学専攻	21
計		432

3 理工学系研究科の平成 24 年度における収容定員は、この学則による改正後の別表第 1 の規定にかかわらず、附則別表第 2 のとおりとする。

附則別表第 2 (附則第 3 項関係)

研究科名	専攻名	収容定員
		平成 24 年度
理工学系研究科	数理・自然情報科学専攻	16
	物質基礎科学専攻	26
	地球生物圏科学専攻	28
	機械システム工学専攻	32
	電気電子工学専攻	45
	土木工学専攻	12
	建築学専攻	30
	物質工学専攻	30
	情報工学専攻	45

環境機能工学専攻	20
繊維・感性工学専攻	34
機械・ロボット工学専攻	28
化学・材料専攻	64
応用生物科学専攻	24
計	434

4 医学系研究科医科学専攻の平成 24 年度における収容定員は、この学則による改正後の別表第 1 の規定にかかわらず、附則別表第 3 のとおりとする。

附則別表第 3 (附則第 4 項関係)

研究科名	専攻名	収容定員
		平成 24 年度
医学系研究科	医科学専攻	32

5 平成 24 年 3 月 31 日に置かれている医学系研究科医学系専攻、臓器移植細胞工学医科学系専攻及び加齢適応医科学系専攻は、この学則による改正後の規定にかかわらず、同日に当該専攻に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。この場合において、当該専攻の平成 24 年度から平成 26 年度における収容定員は、附則別表第 4 のとおりとする。

附則別表第 4 (附則第 5 項関係)

研究科名	専攻名	収容定員		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
医学系研究科	医学系専攻	132	88	44
	臓器移植細胞工学医科学系専攻	42	28	14
	加齢適応医科学系専攻	42	28	14

6 医学系研究科医学系専攻及び疾患予防医科学系専攻の平成 24 年度から平成 26 年度までにおける収容定員は、この学則による改正後の別表第 1 収容定員表の規定にかかわらず、附則別表第 5 のとおりとする。

附則別表第 5 (附則第 6 項関係)

研究科名	専攻名	収容定員		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
医学系研究科	医学系専攻	40	80	120
	疾患予防医科学系専攻	8	16	24

附 則(平成 24 年 4 月 19 日平成 24 年度学則第 1 号)

この学則は、平成 24 年 4 月 19 日から施行する。

附 則(平成 24 年 12 月 20 日平成 24 年度学則第 2 号)

この学則は、平成 24 年 12 月 20 日から施行する。ただし、この学則による改正後の第 38 条の 2 及び第 86 条の規定については、平成 25 年 2 月 2 日から施行する。

附 則(平成 25 年 2 月 2 日平成 24 年度学則第 4 号)

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 15 日平成 24 年度学則第 5 号)

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 28 日平成 25 年度学則第 5 号)

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 27 日平成 26 年度学則第 5 号)

- 1 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 法曹法務研究科法曹法務専攻の平成 28 年度における収容定員は、この学則による改正後の別表第 1 の規定にかかわらず、附則別表のとおりとする。

附則別表（附則第 2 項関係）

研究科名	専攻名	収容定員
		平成 28 年度
法曹法務研究科	法曹法務専攻	18

附 則(平成 28 年 3 月 30 日平成 27 年度学則第 4 号)

- 1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年 3 月 31 日に置かれている教育学研究科学校教育専攻の学校教育専修及び臨床心理学専修は、この学則による改正後の規定にかかわらず、同日に当該専修に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。この場合において、当該専修の平成 28 年度における収容定員は、附則別表第 1 のとおりとし、当該専修に在学する学生が取得できる教育職員免許状の種類は、なお従前の例による。
- 3 平成 28 年 3 月 31 日に置かれている教育学研究科教科教育専攻は、この学則による改正後の規定にかかわらず、同日に当該専攻に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。この場合において、当該専攻の平成 28 年度における収容定員は、附則別表第 2 のとおりとし、当該専攻に在学する学生が取得できる教育職員免許状の種類は、なお従前の例による。
- 4 教育学研究科学校教育専攻及び高度教職実践専攻の平成 28 年度における収容定員は、この学則による改正後の別表第 1 収容定員表の規定にかかわらず、附則別表第 3 のとおりとする。
- 5 平成 28 年 3 月 31 日に置かれている理工学系研究科は、この学則による改正後の規定にかかわらず、同日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。この場合において、当該研究科の平成 28 年度における収容定員は、附則別表第 4 のとおりとし、当該研究科に在学する学生が取得できる教育職員免許状の種類は、なお従前の例による。
- 6 平成 28 年 3 月 31 日に置かれている農学研究科は、この学則による改正後の規定にかかわらず、同日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。この場合において、当該研究科の平成 28 年度における収容定員は、附則別表第 5 のとおりとし、当該研究科に在学する学生が取得できる教育職員免許状の種類は、なお従前の例による。

7 総合理工学研究科の平成 28 年度における収容定員は、この学則による改正後の別表第 1 の規定にかかわらず、附則別表第 6 のとおりとする。

附則別表第 1(附則第 2 項関係)

研究科名	専攻名	収容定員
		平成 28 年度
教育学研究科	学校教育専攻	
	学校教育専修	5
	臨床心理学専修	3

附則別表第 2(附則第 3 項関係)

研究科名	専攻名	収容定員
		平成 28 年度
教育学研究科	教科教育専攻	
	国語教育専修	3
	社会科教育専修	4
	数学教育専修	3
	理科教育専修	4
	音楽教育専修	3
	美術教育専修	3
	保健体育専修	3
	技術教育専修	3
	家政教育専修	3
	英語教育専修	3

附則別表第 3(附則第 4 項関係)

研究科名	専攻名	収容定員
		平成 28 年度
教育学研究科	学校教育専攻	20
	高度教職実践専攻	20

附則別表第 4(附則第 5 項関係)

研究科名	専攻名	収容定員
		平成 28 年度
理工学系研究科	数理・自然情報科学専攻	16
	物質基礎科学専攻	26
	地球生物圏科学専攻	28
	機械システム工学専攻	32
	電気電子工学専攻	45
	土木工学専攻	12
	建築学専攻	30
	物質工学専攻	30

情報工学専攻	45
環境機能工学専攻	20
繊維・感性工学専攻	34
機械・ロボット学専攻	28
化学・材料専攻	64
応用生物科学専攻	24

附則別表第5(附則第6項関係)

研究科名	専攻名	収容定員
		平成28年度
農学研究科	食料生産科学専攻	20
	森林科学専攻	17
	応用生命科学専攻	16
	機能性食料開発学専攻	16

附則別表第6(附則第7項関係)

研究科名	専攻名	収容定員
		平成28年度
総合理工学研究科	理学専攻	75
	工学専攻	240
	繊維学専攻	160
	農学専攻	65
	生命医工学専攻	35

附 則(平成28年6月22日平成28年度学則第1号)

この学則は、平成28年6月22日から施行する

附 則(平成29年3月29日平成28年度学則第3号)

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月28日平成29年度学則第3号)

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年3月31日に置かれている医学系研究科の医学系専攻、疾患予防医科学系専攻及び保健学専攻博士後期課程は、この学則による改正後の規定にかかわらず、同日に当該専攻に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。この場合において、当該専攻の平成30年度から平成32年度までにおける収容定員は、附則別表第1のとおりとする。
- 3 平成30年3月31日に置かれている総合工学系研究科の生命機能・ファイバー工学専攻、システム開発工学専攻、物質創成科学専攻、山岳地域環境科学専攻及び生物・食料科学専攻は、この学則による改正後の規定にかかわらず、同日に当該専攻に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。この場合において、当該専攻の平成30年度から平成31年度までにおける収容定員は、附則別表第2のとおりとする。

4 総合医理工学研究科の医学系専攻、総合理工学専攻及び生命医工学専攻の平成30年度から平成32年度までにおける収容定員は、この学則による改正後の別表第1収容定員表の規定にかかわらず、附則別表第3のとおりとする。

附則別表第1(附則第2項関係)

研究科名	専攻名	収容定員		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
医学系研究科	(博士課程) 医学系専攻 疾患予防医科学系専攻 保健学専攻	120 24 8	80 16 4	40 8

附則別表第2(附則第3項関係)

研究科名	専攻名	収容定員	
		平成30年度	平成31年度
総合工学系研究科	生命機能・ファイバー工学専攻 システム開発工学専攻 物質創成科学専攻 山岳地域環境科学専攻 生物・食料科学専攻	30 24 14 16 14	15 12 7 8 7

附則別表第3(附則第4項関係)

研究科名	専攻名	収容定員		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
総合医理工学研究科	医学系専攻 総合理工学専攻 生命医工学専攻	48 38 15	96 76 30	144 45

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1(第7条関係)

収容定員表

研究科名	専攻名等	修士課程		博士課程		専門職学位課程	
		収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員
総合人文社会科学研究科	総合人文社会科学専攻	人間文化学分野 心理学分野 経済学分野 法学分野	16 28 14 14	8 14 7 7			
	計		72	36			

教育学研究科	高度教職実践専攻					60	30
	計					60	30
総合理工学研究科	理学専攻	150	75				
	工学専攻	480	240				
	繊維学専攻	320	160				
	農学専攻	130	65				
	生命医工学専攻	70	35				
	計	1,150	575				
医学系研究科	医科学専攻	24	12				
	保健学専攻	28	14				
	計	52	26				
総合医理工学研究科	医学系専攻			186	46		
	総合理工学専攻			114	38		
	生命医工学専攻			55	15		
	計			355	101		
合計		1,294	647	355	101	40	20

別表第2(第47条関係)

教育職員免許状の種類

研究科名	専攻名等		教育職員免許状の種類	免許教科又は特別支援教育領域	
総合人文 社会科学 研究科	総合人文 社会科学 専攻	人間文化 学分野	中学校教諭専修免許状	国語, 社会, 英語	
			高等学校教諭専修免許状	国語, 地理歴史, 公民, 英語	
教育学研究科	高度教職実践専攻		幼稚園教諭専修免許状		
			小学校教諭専修免許状		
			中学校教諭専修免許状	国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 技術, 家庭, 英語	
			高等学校教諭専修免許状	国語, 地理歴史, 公民, 数学, 理科, 音楽, 美術, 工芸, 書道, 保健体育, 家庭, 英語	
			特別支援学校教諭専修免許状	知的障害者, 肢体不自由者, 病弱者	
総合理工 学研究科	理学専攻		中学校教諭専修免許状	数学, 理科	
			高等学校教諭専修免許状	数学, 理科	
	工学専攻		中学校教諭専修免許状	理科	
			高等学校教諭専修免許状	理科, 情報, 工業	
	繊維学専攻		中学校教諭専修免許状	理科	
			高等学校教諭専修免許状	理科, 工業	
	農学専攻		中学校教諭専修免許状	理科	
			高等学校教諭専修免許状	理科, 農業	
	生命医工学専攻		中学校教諭専修免許状	理科	
			高等学校教諭専修免許状	理科	

信州大学学則の変更事項

1. 趣旨

人文科学研究科、教育学研究科及び経済・社会政策科学研究科の学生募集を停止し、総合人文社会科学研究科を設置することに伴い、所要の改正を行う。

2. 概要

関係条項から人文科学研究科、教育学研究科及び経済・社会政策科学研究科を削除し、総合人文社会科学研究科を追加するとともに、入学定員、収容定員を改める。

3. 施行日

令和2年4月1日

信 州 大 学 大 学 院 学 則 新 旧 対 照 表

改 正 案	現 行
<p>目次、第1条～第3条（略）</p> <p>（課程）</p> <p>第4条 総合人文社会科学研究科、教育学研究科_____、総合理工学研究科及び医学系研究科に修士課程を置き、総合医理工学研究科に博士課程を置く。</p> <p>第4条の2（略）</p> <p>（専攻）</p> <p>第5条 本大学院の研究科に、次の専攻を置く。</p> <p><u>総合人文社会科学研究科</u> <u>総合人文社会科学専攻</u></p> <p>教育学研究科</p> <p>（専門職学位課程）</p> <p>高度教職実践専攻</p>	<p>目次、第1条～第3条（略）</p> <p>（課程）</p> <p>第4条 人文科学研究科、教育学研究科、経済・社会政策科学研究科、総合理工学研究科及び医学系研究科に修士課程を置き、総合医理工学研究科に博士課程を置く。</p> <p>第4条の2（略）</p> <p>（専攻）</p> <p>第5条 本大学院の研究科に、次の専攻を置く。</p> <p><u>人文科学研究科</u> <u>地域文化専攻</u> <u>言語文化専攻</u></p> <p>教育学研究科</p> <p>（修士課程）</p> <p><u>学校教育専攻</u></p> <p>（専門職学位課程）</p> <p>高度教職実践専攻</p> <p><u>経済・社会政策科学研究科</u> <u>経済・社会政策科学専攻</u> <u>イノベーション・マネジメント専攻</u></p>

改	正	案	現	行
総合理工学研究科 理学専攻 工学専攻 繊維学専攻 農学専攻 生命医工学専攻			総合理工学研究科 理学専攻 工学専攻 繊維学専攻 農学専攻 生命医工学専攻	
医学系研究科 医科学専攻 保健学専攻			医学系研究科 医科学専攻 保健学専攻	
総合医理工学研究科 医学系専攻 総合理工学専攻 生命医工学専攻 (分野及びコース)			総合医理工学研究科 医学系専攻 総合理工学専攻 生命医工学専攻 (分野及びコース)	
第5条の2 <u>総合人文社会科学研究科及び総合医理工学研究科の専攻に、次の分野及びコースを置く。</u> <u>総合人文社会科学専攻</u> <u>人間文化学分野</u> <u>心理学分野</u> <u>経済学分野</u> <u>法学分野</u> 医学系専攻 医学分野 保健学分野			第5条の2 _____ 総合医理工学研究科の専攻に、次の分野及びコースを置く。 医学系専攻 医学分野 保健学分野	

改 正 案	現 行
総合理工学専攻 ファイバー工学分野 エネルギー・システム工学分野 物質創成科学分野 山岳環境科学分野 生物・生命科学分野 数理・社会システム科学分野 生命医工学専攻 生命工学分野　4年制コース 3年制コース 生体医工学分野 4年制コース 3年制コース 第6条～第8条（略） （研究科長） 第9条 本大学院の各研究科に研究科長を置き、次のとおり、信州大学学術研究院の学系長をもって充てる。	総合理工学専攻 ファイバー工学分野 エネルギー・システム工学分野 物質創成科学分野 山岳環境科学分野 生物・生命科学分野 数理・社会システム科学分野 生命医工学専攻 生命工学分野　4年制コース 3年制コース 生体医工学分野 4年制コース 3年制コース 第6条～第8条（略） （研究科長） 第9条 本大学院の各研究科に研究科長を置き、次のとおり、信州大学学術研究院の学系長をもって充てる。
総合人文社会科学研究科長	人文科学系長、教育学系長及び社会科学系長の輪番
教育学研究科長	教育学系長
総合理工学研究科長	理学系長、工学系長、農学系長及び繊維学系長の輪番
	人文科学研究科長
	人文科学系長
	教育学研究科長
	教育学系長
	経済・社会政策科学研究科長
	社会科学系長
	総合理工学研究科長
	理学系長、工学系長、農学系長及び繊維学系長の輪番

改 正 案						現 行													
医学系研究科長		医学系長				医学系研究科長		医学系長											
総合医理工学研究科長		理学系長、医学系長、工学系長、農学系長及び繊維学系長の輪番				総合医理工学研究科長		理学系長、医学系長、工学系長、農学系長及び繊維学系長の輪番											
2 研究科長は、当該研究科に関する事項を掌理する。						2 研究科長は、当該研究科に関する事項を掌理する。													
第 10 条～第 105 条、附則（略）						第 10 条～第 105 条、附則（略）													
別表第 1(第 7 条関係)						別表第 1 (第 11 条関係)													
収容定員表						収容定員表													
研究科名	専攻名等	修士課程		博士課程		専門職学位課程		修士課程		博士課程		専門職学位課程							
		収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員							
総合人文社会科学研究科	総合人文	人間文化学分野	16	8	—	—	—	—	—	—	—								
	社会科学	心理学分野	28	14	—	—	—	—	—	—	—								
	専攻	経済学分野	14	7	—	—	—	—	—	—	—								
		法学分野	14	7	—	—	—	—	—	—	—								
	計		72	36	—	—	—	—	—	—	—								
教育学研究科	高度教職実践専攻						学校教育専攻												
	計						40	20	—	—	40	20							
							計	40	20	—	—	40	20						
経済・社会政策科学研究科	経済・社会政策科学専攻						12	6	—	—	—	—							
	イノベーション・マネジメント専攻						20	10	—	—	—	—							
	計						32	16	—	—	—	—							

改 正 案							現 行								
研究科	専攻名等	理学専攻	150	75				理学専攻	150	75					
		工学専攻	480	240			<th>工学専攻</th> <td>480</td> <td>240</td> <td></td> <td></td> <td></td>	工学専攻	480	240					
医学系研究科	専攻名等	繊維学専攻	320	160			<th>繊維学専攻</th> <td>320</td> <td>160</td> <td></td> <td></td> <td></td>	繊維学専攻	320	160					
		農学専攻	130	65			農学専攻	130	65						
総合医理工学研究科	専攻名等	生命医工学専攻	70	35			生命医工学専攻	70	35						
		計	1,150	575			計	1,150	575						
合計	専攻名等	医科学専攻	24	12			医科学専攻	24	12						
		保健学専攻	28	14			保健学専攻	28	14						
合計		計	52	26			計	52	26						
合計	専攻名等	医学系専攻			186	46		医学系専攻			186	46			
		総合理工学専攻			114	38		総合理工学専攻			114	38			
合計	専攻名等	生命医工学専攻			55	15		生命医工学専攻			55	15			
		計			355	101		計			355	101			
合計		合計	1,294	647	355	101	40	20	合計	1,294	647	355	101	40	20

別表第2(第47条関係)

教育職員免許状の種類

研究科名	専攻名等	教育職員免許状の種類	免許教科又は特別支援教育領域

別表第2(第47条関係)

教育職員免許状の種類

研究科名	専攻名等	教育職員免許状の種類	免許教科又は特別支援教育領域
人文科学 研究科	地域文化 専攻	哲学分野	中学校教諭専修免許状
			社会
		高等学校教諭専修免許状	公民
	史学分野	中学校教諭専修免許状	社会

改 正 案				現 行				
<p>総合人文 社会科学 研究科</p> <p>教育学研究科</p> <p>高度教職実践専攻</p>				言語文化	国語 コース	高等学校教諭専修免許状	地理歴史	
				専攻	ス	中学校教諭専修免許状	国語	
						高等学校教諭専修免許状	国語	
				英語	コース	中学校教諭専修免許状	英語	
						高等学校教諭専修免許状	英語	
				ドイツ語	コース	中学校教諭専修免許状	ドイツ語	
						高等学校教諭専修免許状	ドイツ語	
				<p>学校教育専攻</p> <p>教育学研究科</p>	幼稚園教諭専修免許状			
					小学校教諭専修免許状			
					中学校教諭専修免許状	国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 技術, 家庭, 英語		
					高等学校教諭専修免許状	国語, 地理歴史, 公民, 数学, 理科, 音楽, 美術, 工芸, 書道, 保健体育, 家庭, 英語		
					特別支援学校教諭専修免許状	知的障害者, 肢体不自由者, 病弱者		
					高度教職実践専攻	幼稚園教諭専修免許状		
						小学校教諭専修免許状		

改 正 案				現 行			
総合理工学研究科		中学校教諭専修免許状	国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 技術, 家庭, 英語			中学校教諭専修免許状	国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 技術, 家庭, 英語
		高等学校教諭専修免許状	国語, 地理歴史, 公民, 数学, 理科, 音楽, 美術, 工芸, 書道, 保健体育, 家庭, 英語			高等学校教諭専修免許状	国語, 地理歴史, 公民, 数学, 理科, 音楽, 美術, 工芸, 書道, 保健体育, 家庭, 英語
	理学専攻	中学校教諭専修免許状	数学, 理科		理学専攻	中学校教諭専修免許状	数学, 理科
		高等学校教諭専修免許状	数学, 理科			高等学校教諭専修免許状	数学, 理科
	工学専攻	中学校教諭専修免許状	理科		工学専攻	中学校教諭専修免許状	理科
		高等学校教諭専修免許状	理科, 情報, 工業			高等学校教諭専修免許状	理科, 情報, 工業
	繊維学専攻	中学校教諭専修免許状	理科		繊維学専攻	中学校教諭専修免許状	理科
		高等学校教諭専修免許状	理科, 工業			高等学校教諭専修免許状	理科, 工業
	農学専攻	中学校教諭専修免許状	理科		農学専攻	中学校教諭専修免許状	理科
		高等学校教諭専修免許状	理科, 農業			高等学校教諭専修免許状	理科, 農業
	生命医工学専攻	中学校教諭専修免許状	理科		生命医工学専攻	中学校教諭専修免許状	理科
		高等学校教諭専修免許状	理科			高等学校教諭専修免許状	理科

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

(制定理由)

総合人文社会科学研究科を設置することに伴い、所要の改正を行うため、この学則を制定するものである。

○信州大学学位規程（案）

（平成 16 年 4 月 1 日信州大学規程第 19 号）

改正 平成 17 年 3 月 17 日平成 16 年度規程第 58 号 平成 18 年 12 月 21 日平成 18 年度規程第 31 号
平成 19 年 2 月 22 日平成 18 年度規程第 57 号 平成 21 年 3 月 19 日平成 20 年度規程第 60 号
平成 24 年 7 月 19 日平成 24 年度規程第 13 号 平成 25 年 5 月 16 日平成 25 年度規程第 3 号
平成 26 年 3 月 27 日平成 25 年度規程第 59 号

（趣旨）

第 1 条 この規程は、学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号。以下「省令」という。)第 13 条並びに信州大学学則(平成 16 年信州大学学則第 1 号。以下「学則」という。)第 55 条及び信州大学大学院学則(平成 16 年信州大学学則第 2 号。以下「大学院学則」という。)第 46 条の規定に基づき、信州大学(以下「本学」という。)において授与する学位に関し必要な事項を定めるものとする。

（学位の種類等）

第 2 条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士の学位並びに専門職学位とする。

- 2 学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称を別表のとおり付記するものとする。
- 3 専攻分野の名称に追加、変更等を行う必要が生じた場合は、学長に協議するものとする。

（学位授与の要件）

第 3 条 学士の学位の授与は、学則の規定により、本学を卒業した者に対し行うものとする。

第 4 条 修士の学位の授与は、大学院学則の規定により、本学大学院の修士課程を修了した者に対し行うものとする。

第 5 条 博士の学位の授与は、大学院学則の規定により、本学大学院の博士課程を修了した者に対し行うものとする。

- 2 前項に規定するもののほか、本学に博士の学位の授与に係る論文(以下「博士論文」という。)を提出して、その審査に合格し、かつ、学力試問により本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを認めた者に対し、博士の学位の授与を行うことができる。

第 5 条の 2 専門職学位の授与は、大学院学則の規定により、本学大学院の教育学研究科専門職学位課程を修了した者に対し行うものとする。

（課程による者の学位論文）

第 6 条 第 4 条及び第 5 条第 1 項の規定により学位論文(大学院学則第 40 条に規定する特定の課題についての研究の成果を含む。以下同じ。)の審査を申請する者は、申請書に学位論文及び参考論文のあるときは当該参考論文を添え、所属する課程の研究科長を経て学長に提出するものとする。

(課程を経ない者の学位授与の申請)

第7条 第5条第2項の規定により学位を申請する者は、申請書に学位論文、学位論文の要旨、参考論文のあるときは当該参考論文、履歴書及び所定の論文審査手数料を添えて当該研究科長を経て、学長に提出するものとする。

- 2 申請の受理は、当該研究科委員会の議を経て、学長が決定する。
- 3 本学大学院の博士課程において、所定の単位を修得して退学した者が、退学後1年以内に博士論文を提出した場合は、論文審査手数料を免除する。

(学位論文)

第8条 学位論文は、自著1編(3通)とする。

第9条 受理した学位論文等の申請書類及び論文審査手数料は、いかなる事由があつても返還しない。

第10条 学長は、申請を受理したときは、その学位の種類に応じて当該研究科委員会に学位論文の審査を付託する。

(学位論文の審査及び試験)

第11条 研究科委員会は、前条により学位論文の審査を付託されたときは、大学院学則第43条第1項に規定する審査委員会において、学位論文の審査、最終試験又は学力試問を行う。

- 2 前項の学位論文の審査に当たっては、研究科委員会が必要と認めた場合、他の研究科、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

第12条 学位論文審査に関し必要があるときは、学位論文の提出者に対して当該学位論文の副本、訳本、模型又は標本その他の提出を求めることができる。

第13条 修士の学位の授与に係る論文(大学院学則第40条に規定する特定の課題についての研究の成果を含む。以下「修士論文」という。)の審査は、当該修士論文提出後3月以内に終了するものとする。

- 2 博士論文の審査は、当該博士論文提出後1年以内に終了するものとする。

第14条 第11条第1項の最終試験は、学位論文に関係ある科目について口頭又は筆答により行うものとする。

- 2 第5条第2項による者は、学位論文の審査のほか、外国語及びその専攻科目について本学大学院の博士課程の修了者と同等以上の学力を有することを認めるための試問を行うものとする。

3 前項の試問は、口頭又は筆答により行い、外国語については、原則として医学系研究科は2外国語を、総合工学系研究科は1外国語を課するものとする。

- 4 本学大学院の博士課程において、所定の年限以上在学し、所定の単位を修得し退学した者が、当該研究科が定める退学後所定の年限以内に第5条第2項の規定による学位を申請するときは、第2項の試問を免除することができる。

(課程の修了及び学位論文の審査の議決)

第15条 研究科委員会は、審査委員会の報告に基づいて第4条及び第5条第1項によるものについては、課程の修了の可否、第5条第2項によるものについては、その論文の審査及び学力試問の合否について議決をする。

- 2 教育学研究科委員会は、第5条の2によるものについて、教育学研究科専門職学位課程の修了の可否について議決する。
- 3 前2項の議決は、研究科委員の3分の2以上出席した研究科委員会において、出席委員の3分の2以上の賛成を得なければならない。ただし、研究科委員会が特に必要と認めるときは、研究科委員の総数から休職中の委員を除くなど、別段の定めをすることができる。

(学長への報告)

第16条 研究科委員会が前条の議決をしたときは、研究科長は、速やかに文書により学長に報告しなければならない。

(学位記の授与)

第17条 学長は、第3条によるものについては、学位記を授与するものとする。

- 2 学長は、前条の報告に基づいて第4条、第5条第1項及び第5条の2によるものについては、課程の修了を、第5条第2項によるものについては、学位授与を決定し、学位記を授与するものとする。

(博士論文要旨等の公表)

第18条 本学は、博士の学位を授与したときは、博士の学位を授与した日から3月以内に、その博士論文の内容の要旨及び博士論文審査の結果の要旨を信州大学機関リポジトリに登録し、公表するものとする。

(博士論文の公表)

第19条 博士の学位を授与された者は、博士の学位を授与された日から1年以内に、その博士論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表しているときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、当該博士論文を審査した研究科の長の承認を受けて、博士論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学はその博士論文の全文を求めて応じて閲覧に供するものとする。
- 3 前2項の規定により、博士論文を公表する場合は、当該博士論文に「信州大学審査学位論文」又は「Doctoral Dissertation (Shinshu University)」と明記しなければならない。
- 4 前項までに規定する博士論文の公表については、当該博士論文を信州大学機関リポジトリに登録して行うものとする。

(学位の名称の使用)

第20条 学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、学位に本学名を付記するものとする。

(学位記の様式)

第21条 学位記の様式は、別記様式1, 2, 3, 4, 5及び6のとおりとする。

(学位授与の取消し)

第22条 修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為があったとき又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、研究科委員会の議を経て学位の授与を取り消すことがある。

2 前項の議決については、第15条の議決の場合と同様に行うものとする。

(学位授与の報告)

第23条 学長は、博士の学位を授与したときは、省令第12条の定めるところにより、文部科学大臣に報告するものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月17日平成16年度規程第58号)

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

2 平成17年3月31日に工学系研究科に在学している者については、この規程による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成18年12月21日平成18年度規程第31号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年2月22日平成18年度規程第57号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月19日平成20年度規程第60号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年7月19日平成24年度規程第13号)

この規程は、平成24年7月19日から施行する。

附 則(平成25年5月16日平成25年度規程第3号)

1 この規程は、平成25年5月16日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

2 この規程による改正後の規定は、この規程を適用する日(以下「適用日」という。)以後に博士の学位を授与した場合について適用し、適用日前に当該学位を授与した場合については、なお従前の例による。

附 則(平成26年3月27日平成25年度規程第59号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年2月18日平成27年度規程第51号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年11月9日平成28年度規程第34号)

この規程は、平成 28 年 11 月 9 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 17 日平成 28 年度規程第 69 号)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 20 日平成 29 年度規程第 105 号)

- 1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 30 年 3 月 31 日に医学系研究科(博士課程及び博士後期課程)及び総合工学系研究科に在学している者にかかる第 5 条第 1 項により授与する博士の学位については、この規程による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成 31 年 3 月 31 日までの間における第 5 条第 2 項により授与する博士の学位(博士(医工学)を除く。)の取扱い又は医学系研究科(博士課程及び博士後期課程)若しくは総合工学系研究科において所定の単位を修得して退学し、かつ退学後 1 年以内に博士論文を提出した者については、この規程による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 第 5 条第 2 項により授与する博士の学位のうち、博士(医工学)については、総合理工学研究科において同条第 1 項による博士(医工学)の学位が授与された後において取り扱うものとする。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 2 条関係)

学士の学位

学部	学科・課程	学位の種類及び専攻分野の名称
人文学部	人文学科	学士(文学)
教育学部	学校教育教員養成課程	学士(教育学)
経法学部	応用経済学科	学士(経済学)
	総合法律学科	学士(法学)
理学部	数学科	学士(理学)
	理学科	
医学部	医学科	学士(医学)
	保健学科	学士(看護学)
		学士(保健学)
工学部	物質化学科	
	電子情報システム工学科	
	水環境・土木工学科	
	機械システム工学科	
	建築学科	

農学部	農学生命科学科	学士（農学）
纖維学部	先進纖維・感性工学科	
	機械・ロボット学科	学士（工学）
	化学・材料学科	
	応用生物科学科	学士（農学）

修士の学位

研究科名	専攻名等	課程	学位の種類及び専攻分野の名称
総合人文社会科学研究科	総合人文社会科学専攻	修士課程	修士（文学） 修士（心理学） 修士（経済学） 修士（法学）
総合理工学研究科	理学専攻	修士課程	修士（理学）
	工学専攻	修士課程	修士（工学）
	纖維学専攻	修士課程	修士（工学） 修士（農学）
	農学専攻	修士課程	修士（農学）
	生命医工学専攻	修士課程	修士（医工学）
医学系研究科	医科学専攻	修士課程	修士（医科学）
	保健学専攻	修士課程	修士（看護学） 修士（保健学）

博士の学位(第5条第1項によるもの)

研究科名	専攻名等	課程	学位の種類及び専攻分野の名称
総合医理工学研究科	医学系専攻	博士課程	博士（医学） 博士（保健学）
			博士（学術）
		博士課程	博士（理学） 博士（工学）
			博士（農学）
	生命医工学専攻	博士課程	博士（医学） 博士（医工学）

博士の学位(第5条第2項によるもの)

研究科名	学位の種類及び専攻分野の名称
総合医理工学研究科	博士（医学）
	博士（保健学）
	博士（学術）
	博士（理学）
	博士（工学）

	博士（農学）
	博士（医工学）

専門職の学位

研究科名	専攻名等	課程	学位の種類及び専攻分野の名称
教育学研究科	高度教職実践専攻	専門職学位課程	教職修士（専門職）

別記様式1（学士の場合）

○第　　号

卒業証書・学位記

氏

名

年　月　日生

本学〇〇学部（〇〇学科）所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め学士（〇〇）の学位を授与する

年　月　日

学部印

信州大学〇〇学部長　氏

名　印

大学印

信　州　大　学　長　氏

名　印

別記様式2（大学院の修士課程を修了した場合）

第　　号

学　　位　　記

氏

名

年　月　日生

本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の修士課程を修了したので修士（〇〇）の学位を授与する

年　月　日

信　州　大　学　印

別記様式3（大学院の博士課程（大学院学則第27条の3第1項に定める博士課程学位プログラムを除く。）を修了した場合）

第　　号

学　　位　　記

氏

名

年　月　日生

本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士（〇〇）の学位を授与する

年　月　日

信　州　大　学　印

別記様式4（論文提出による場合）

第 号	学 位 記 氏	名
		年 月 日生
本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士（〇〇）の学位を授与する		
年 月 日	信 州 大 学 <input type="checkbox"/> 印	

別記様式5（大学院の専門職学位課程を修了した場合）

第 号	学 位 記 氏	名
		年 月 日生
本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の専門職学位課程を修了したので〇〇（専門職）の学位を授与する		
年 月 日	信 州 大 学 <input type="checkbox"/> 印	

別記様式6（大学院の博士課程（大学院学則第27条の3第1項に定める博士課程学位プログラム）を修了した場合）

第 号	学 位 記 氏	名
		年 月 日生
△△△△△を修了し、本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士（〇〇）の学位を授与する		
年 月 日	信 州 大 学 <input type="checkbox"/> 印	

※△△△△△は、博士課程学位プログラムの名称

別記様式4（大学院の博士課程を修了した場合）

第 号	学 位 記 氏 名	年 月 日生
本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士（〇〇）の学位を授与する		
年 月 日	信 州 大 学 印	

別記様式5（大学院の博士後期課程を修了した場合）

第 号	学 位 記 氏 名	年 月 日生
本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の博士後期課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士（〇〇）の学位を授与する		
年 月 日	信 州 大 学 印	

別記様式6（論文提出による場合）

第 号	学 位 記 氏 名	年 月 日生
本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士（〇〇）の学位を授与する		
年 月 日	信 州 大 学 印	

別記様式7（大学院法曹法務研究科専門職学位課程を修了した場合）

第 号	学 位	記 氏	名
			年 月 日生
本学大学院法曹法務研究科法曹法務専攻の専門職学位課程を修了したので法務博士 (専門職) の学位を授与する			
年 月 日	信 州 大 学 <input type="checkbox"/> 印		

別記様式8（大学院の博士課程（大学院学則第27条の3第1項に定める博士課程学位プログラム）を修了した場合）

第 号	学 位	記 氏	名
			年 月 日生
△△△△△を修了し、本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程において所定の単位 を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士（○○）の学位を授与する			
年 月 日	信 州 大 学 <input type="checkbox"/> 印		

※△△△△△は、博士課程学位プログラムの名称

信州大学学位規程の変更事項

1. 趣旨

人文科学研究科、教育学研究科及び経済・社会政策科学研究科の学生募集を停止し、総合人文社会科学研究科を設置することに伴い、所要の改正を行う。

2. 概要

関係条項から人文科学研究科、教育学研究科及び経済・社会政策科学研究科を削除し、総合人文社会科学研究科を追加するとともに、修士に付記する専攻分野の名称に、「心理学」「法学」を追加する。

3. 施行日

令和2年4月1日

信 州 大 学 学 位 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 案				現 行			
第1条～第23条（略）				第1条～第23条（略）			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
学士の学位（略）				学士の学位（略）			
修士の学位				修士の学位			
研究科名	専攻名等	課程	学位の種類及び専攻分野の名称	研究科名	専攻名等	課程	学位の種類及び専攻分野の名称
				<u>人文科学研究科</u>	<u>地域文化専攻</u> <u>言語文化専攻</u>	<u>修士課程</u>	<u>修士（文学）</u>
				<u>教育学研究科</u>	<u>学校教育専攻</u>	<u>修士課程</u>	<u>修士（教育学）</u>
				<u>経済・社会政策科学 専攻</u>	<u>修士課程</u>	<u>修士（経済学）</u>	
				<u>学研究科</u>	<u>イノベーション・マ ネジメント専攻</u>	<u>修士課程</u>	<u>修士（マネジメント）</u>
<u>総合人文社会科学 研究科</u>	<u>総合人文社会科学専 攻</u>	<u>修士課程</u>	<u>修士（文学）</u> <u>修士（心理学）</u> <u>修士（経済学）</u> <u>修士（法学）</u>				
<u>総合理工学研究 科</u>	<u>理学専攻</u>	<u>修士課 程</u>	<u>修士（理学）</u>	<u>総合理工学研究 科</u>	<u>理学専攻</u>	<u>修士課 程</u>	<u>修士（理学）</u>
	<u>工学専攻</u>	<u>修士課</u>	<u>修士（工学）</u>		<u>工学専攻</u>	<u>修士課</u>	<u>修士（工学）</u>

改 正 案				現 行			
医学系研究科		程				程	
	纖維学専攻	修士課程	修士（工学） 修士（農学）		纖維学専攻	修士課程	修士（工学） 修士（農学）
	農学専攻	修士課程	修士（農学）		農学専攻	修士課程	修士（農学）
	生命医工学専攻	修士課程	修士（医工学）		生命医工学専攻	修士課程	修士（医工学）
	医科学専攻	修士課程	修士（医科学）		医科学専攻	修士課程	修士（医科学）
	保健学専攻	修士課程	修士（看護学） 修士（保健学）		保健学専攻	修士課程	修士（看護学） 修士（保健学）
博士の学位(第5条第1項によるもの)～専門職の学位、別記様式1～6、附則（略）				博士の学位(第5条第1項によるもの)～専門職の学位、別記様式1～6、附則（略）			
<p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和2年4月1日から施行する。</u></p>							

(制定理由) 総合人文社会科学研究科を設置することに伴い、所要の改正を行うため、この規程を制定するものである。
--

○信州大学大学院総合人文社会科学研究科規程(案)

(令和2年4月1日信州大学規程第 号)

(趣旨)

第1条 この規程は、信州大学大学院学則(平成16年信州大学学則第2号。以下「大学院学則」という。)及び信州大学学位規程(平成16年信州大学規程第19号。以下「学位規程」)に定めるもののほか、信州大学大学院総合医理工学研究科(以下「研究科」という。)に関し必要な事項を定める。

(目的)

第1条の2 研究科における人材養成に関する目的及び教育・研究上の目的は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 人材養成に関する目的

地域特有の課題に対して、自身の専門領域の高度な知識と技能に加えて、複数の学問分野にまたがる総合的な知見として、当該課題を客観的に分析解析する能力と課題全般を見渡せる俯瞰力や他分野への応用力を備え、他分野のメンバーとも協働して課題解決の方策を提案することができる高い倫理観を持った地域中核人材を養成する。

(2) 教育・研究上の目的

人文科学から社会科学にわたる幅広い学問分野を網羅する利点を生かして、信州の豊かな自然環境のもと、地域に根ざし世界に開かれた大学院として、それぞれの専門分野において社会に資する有為な人材を育成するための教育とその土台となる研究を推進する。

(課程及び専攻)

第2条 研究科の課程は修士課程とし、研究科の専攻及び分野は、別表第1に掲げるとおりとする。

(研究科長、副研究科長、専攻長及び分野長)

第3条 研究科に、研究科長を置き、人文科学系長、教育学系長又は社会科学系長をもって充てる。

2 研究科に、研究科長を補佐するため副研究科長を置き、人文科学系長、教育学系長又は社会科学系長のうち、研究科長以外の学系長をもって充てる。

3 専攻には専攻長を、分野には分野長を置くことができる。

4 前3項に関し必要な事項は、別に定める。

(研究科委員会)

第4条 研究科に、大学院学則第11条第1項の定めるところにより信州大学大学院総合自分社会科学研究科委員会(以下「研究科委員会」という。)を置く。

2 研究科委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(教員組織)

第5条 研究科の教員組織は、研究科委員会の議を経て別に定める。

(授業科目及び単位数)

第6条 研究科の授業科目及び単位数は、別表第2に掲げるとおりとする。

(単位の計算方法)

第7条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、その授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲の時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験及び実習については、30時間から45時間までの範囲の時間の授業をもって1単位とする。
- 2 一の授業科目について、講義、演習、実験又は実習のうち2以上 の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、前項各号に規定する基準により算定した時間の授業をもって1単位とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、学位論文の作成に関する授業科目については、これに必要な学修等の成果を考慮して、単位数を定める。

(履修方法等)

第8条 研究科の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成又は特定の課題についての研究等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行う。

- 2 研究科長は、大学院学則第8条第2項の規定に基づき、研究指導を担当する教授、准教授、講師又は助教(以下「指導教員」という。)を学生ごとに定めるものとする。
- 3 学生は、授業科目を履修し、30単位数以上を修得するものとし、その履修方法は、別に定める。
- 4 学生は、指導教員が特に必要と認めたときは、人文学部、教育学部及び経法学部の授業科目を履修することができる。ただし、その単位は、前項に規定する単位に算入しないものとする。
- 5 前2項に定めるもののほか、履修方法に関し必要な事項は、別に定める。
- 6 学生は、履修しようとする授業科目を指導教員の助言を得て決定し、学年の始めに所定の履修届を提出しなければならない。
- 7 授業を担当する教員は、学生が履修した授業科目について試験又は研究報告等により、学期末又は学年末にその単位の認定を行い、合格者に対して所定の単位を与える。

(他の研究科の授業科目の履修等)

第9条 学生が大学院学則第34条第1項の定めるところにより信州大学大学院の他の研究科において授業科目の履修を希望し、又は特定の課題について必要な研究指導を受けるときは、指導教員を経て研究科長に願い出て、許可を受けるものとする。

(他の大学院及び外国の大学院等の授業科目の履修)

第10条 学生は、大学院学則第35条第1項の定めるところにより他の大学院の授業科目の履修を希望するときは、指導教員を経て研究科長に願い出て、許可を受けるものとする。

- 2 前条及び前項の定めるところにより履修した授業科目について修得した単位は、合わせて 10 単位を超えない範囲で、研究科において修得したものとして取り扱うことができる。
- 3 前項の規定は、学生が大学院学則第 35 条第 3 項の定めるところにより休学により外国の大学院(これに相当する教育研究機関を含む。以下「外国の大学院等」という。)において履修した授業科目について修得した単位について準用する。

(他の大学院等における研究指導)

第 11 条 学生は、大学院学則第 36 条第 1 項の定めるところにより他の大学院又は研究所等において特定の課題について必要な研究指導を受けることを希望するときは、指導教員を経て研究科長に願い出て、許可を受けるものとする。

(入学前の既修得単位等の取扱い)

第 12 条 大学院学則第 37 条の規定による修得したものとみなす単位の取扱いについては、研究科委員会において定める。

- 2 前項の規定により、修得したものとみなす単位は、再入学及び転入学の場合を除き、研究科において修得した単位以外のものについて、10 単位までとする。
- 3 第 1 項の規定により、単位を受けようとする者は、所定の様式により、研究科長に願い出なければならない。

(長期にわたる教育課程の履修)

第 13 条 大学院学則第 38 条に規定する学生が職業を有している等の事情による長期にわたる教育課程の履修については、研究科委員会において定める。

(修士課程の修了要件)

第 14 条 修士課程の修了要件は、次のとおりとする。

- (1) 研究科に 2 年以上在学し、所定の単位を修得すること。
- (2) 研究指導を受け、修士論文(大学院学則第 40 条に規定する特定の課題についての研究の成果を含む。以下同じ。)を提出し、その審査に合格し、最終試験に合格すること。
- 2 研究科が優れた業績を上げたと認める者については、前項の規定にかかわらず大学院学則第 40 条ただし書の定めるところにより、研究科に 1 年以上在学すれば足りるものとする。
- 3 前項の定めるところにより、優れた業績を上げたと認める者の基準及び取扱いについては、研究科委員会の議を経て別に定める。

(修士論文の提出)

第 15 条 前条第 1 項第 1 号の要件を満たすものと見込むことができる学生は、指導教員の承認を得て修士論文を提出することができる。ただし、優れた業績を上げたと認める者の取扱いについては、研究科委員会の議を経て別に定める。

(修士論文の審査及び最終試験)

第 16 条 修士論文の審査及び最終試験は、大学院学則第 43 条第 1 項に定める審査委員会が行う。

- 2 研究科委員会は、審査委員会の報告に基づき、速やかに修士論文及び最終試験の合格又は不合格を審査決定する。

3 前条及び前2項に定めるものほか、修士論文、最終試験等に関し必要な事項は、別に定める。

(学位の授与)

第17条 研究科を修了した者には、修士の学位を授与する。

2 修士に付記する専攻分野の名称は、学位規程第2条第2項に定めるとおりとする。

(入学者の選抜)

第18条 研究科に入学を志願する者の選考は、研究会委員会が定める選抜試験により行う。

(留学)

第19条 学生は、大学院学則第52条第1項の定めるところにより、外国の大学院等に留学し、研究科の許可を得て授業科目を履修するとき又は研究指導を受けるときは、その取扱いについては、第9条第1項及び第2項並びに第10条の規定を準用する。

2 前項の留学期間は、1年を超えない範囲で、在学期間に算入することができる。

(教育方法の特例)

第20条 研究科における授業及び研究指導は、夜間その他特定の時間又は時期に行うことができる。

2 教育方法の特例に関する事項は、研究科委員会の議を経て別に定める。

(科目等履修生)

第21条 大学院学則第57条に定める科目等履修生の取扱いに関しては、別に定める。

(研究生)

第22条 大学院学則第64条に定める研究生の取扱いに関しては、別に定める。

(聴講生)

第23条 大学院学則第69条に定める聴講生の取扱いに関しては、別に定める。

(特別聴講学生)

第24条 大学院学則第75条に定める特別聴講学生の取扱いに関しては、別に定める。

(特別研究学生)

第25条 大学院学則第76条に定める特別研究学生の取扱いに関しては、別に定める。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第24条 中学校教諭又は高等学校教諭の一種免許状授与の所要資格を有する者で当該免許状に係る大学院学則第47条第2項に定める免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法に定める所定の単位を修得しなければならない。

(雑則)

第26条 この規程に定めるものほか、研究科に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

専攻	分野
総合人文社会科学専攻	人間文化学分野
	心理学分野
	経済学分野
	法学分野

別表第2(第6条関係)

共通基幹科目群

	授業科目	単位
共通基礎科目	解析手法論 I	2
	解析手法論 I・心理統計法特論	2
	解析手法論 II	2
	解析手法論 II・心理学研究法特論	2
	人文社会科学研究者倫理A	2
	人文社会科学研究者倫理B	2
分野横断科目	人文社会科学修論課題合同発表A	2
	人文社会科学修論課題合同発表B	2
	社会課題別PBL A	2
	社会課題別PBL B 環境経済学特講	2

人間文化学分野

領域	区分		授業科目	単位
哲学・思想論 社会学 文化分野	人間文化学分野	選択必修2単位	哲学思想論	2
			文化情報論・社会学論	2
			歴史学論	2
			日本言語文化論	2
			英米言語文化論	2
			比較言語文化論	2
			芸術コミュニケーション論	2

日本史 地域文化史 世界史 日本文学 日本語学 日本語教育学	コア科目	選択必修 4単位	哲学思想論総合演習 I (哲学総合)	2
			哲学思想論総合演習 II (比較思想)	2
			文化情報論・社会学総合演習 I (現代文化)	2
			文化情報論・社会学総合演習 II (社会情報)	2
			歴史学総合演習 I (日本史学研究法)	2
			歴史学総合演習 II (西洋史・東洋史学研究法)	2
			日本言語文化総合演習 I (異文化としての日本語・日本文学)	2
			日本言語文化総合演習 II (古代日本語文献コミュニケーション論)	2
			英米言語文化総合演習 I (英語学)	2
			英米言語文化総合演習 II (英米文学文化)	2
中国語学・中国文学 比較文学 ドイツ語学・ドイツ文学 フランス		選択必修 4単位	比較言語文化総合演習 I (散文)	2
			比較言語文化総合演習 II (韻文)	2
			芸術コミュニケーション総合演習 I (理論と歴史)	2
			芸術コミュニケーション総合演習 II (個別研究)	2
			哲学思想論実践演習 I (アカデミックリテラシー)	2
			哲学思想論実践演習 II (イノベーションコンピテンシー)	2
			社会学実践演習 I (社会学の理論と実証)	2
			社会学実践演習 II (質的研究法)	2
			文化情報論実践演習 I (内容分析)	2
			文化情報論実践演習 II (行動調査)	2
中国語学・中国文学 比較文学 ドイツ語学・ドイツ文学 フランス			歴史学実践演習 I (史学概論・日本史)	2
			歴史学実践演習 II (史学概論・西洋史・東洋史)	2
			日本文学実践演習 I (韻文)	2
			日本文学実践演習 II (散文)	2
			日本語学実践演習 I (古代語)	2
			日本語学実践演習 II (近代語)	2
			日本語教育学実践演習 I (言語研究と言語教育)	2
			日本語教育学実践演習 II (第二言語習得・学習)	2
			中国語学・文学実践演習 I (中国文学)	2
			中国語学・文学実践演習 II (現代中国語学)	2
比較文学 ドイツ語学・ドイツ文学 フランス			比較文学実践演習 I (詩)	2
			比較文学実践演習 II (小説)	2
			フランス語学・フランス文学実践演習 I (基礎的方法論)	2
			フランス語学・フランス文学実践演習 II (発展的方法論)	2

ス語 学・フ ランス 文学		論) ドイツ語学・ドイツ文学実践演習 I (ドイツ語学研究) ドイツ語学・ドイツ文学実践演習 II (文学研究方法論) 英語学実践演習 I (英語学概論) 英語学実践演習 II (英語学方法論研究) 英語文学実践演習 I (イギリス文学文化) 英語文学実践演習 II (アメリカ文学文化)	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
		芸術コミュニケーション実践演習 I (リサーチ・ベース) 芸術コミュニケーション実践演習 II (パブリケーション・ベース)	
		選択科目	
		哲学思想論AR I (哲学的対話の方法) 哲学思想論AR II (哲学的対話の実践) 文化情報論・社会学AR I (調査企画設計) 文化情報論・社会学AR II (総合調査法) 歴史学AR I (史料調査法・日本史) 歴史学AR II (史料調査法・西洋史・東洋史) 日本言語文化AR I (コミュニケーションツールとしての日本語・日本文学) 日本言語文化AR II (近代を中心とする日本語文献コミュニケーション論) 英米言語文化AR I (英語学) 英米言語文化AR II (英米文学文化) 比較言語文化AR I (多文化交流サロン) 比較言語文化AR II (外国語サロン) 芸術コミュニケーションAR I (創作と芸術実践) 芸術コミュニケーションAR II (芸術実践と展開)	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
		アクションリサーチ系科目	
		人間文化学分野	
		選択科目	
		哲学思想論研究 I (心と科学) 哲学思想論研究 II (言語と形而上学) 哲学思想論研究 III (西洋哲学) 哲学思想論研究 IV (現代哲学) 哲学思想論研究 V (比較思想の理論) 哲学思想論研究 VI (比較思想の方法) 哲学思想論研究 VII (中国思想)	2 2 2 2 2 2 2

発 展 科 目	哲学思想論研究VIII（東洋思想）	2
	社会学研究 I（社会学理論構築法）	2
	社会学研究 II（環境・地域社会学）	2
	文化情報論研究 I（批判的思考）	2
	文化情報論研究 II（科学的懷疑論）	2
	文化情報論研究 III（多変量解析）	2
	文化情報論研究 IV（消費行動）	2
	文化情報論研究 V（社会的行動）	2
	文化情報論研究 VI（メディアコミュニケーション）	2
	日本史研究 I（日本近世史研究）	2
	日本史研究 II（日本近世史料論）	2
	日本史研究 III（日本近代史研究）	2
	日本史研究 IV（日本現代史研究）	2
	東洋史研究 I（アジア近世・近代史）	2
	東洋史研究 II（中国近世・近代史）	2
	西洋史研究 I（経済）	2
	西洋史研究 II（社会）	2
	日本文学研究 I（古代 - 中世期文学）	2
	日本文学研究 II（散文）	2
	日本文学研究 III（近世 - 明治期文学）	2
	日本文学研究 IV（韻文）	2
	日本語学研究 I（古代語）	2
	日本語学研究 II（近 - 現代語）	2
	日本語教育学研究 I（第二言語指導の理論と技術）	2
	日本語教育学研究 II（第二言語学習者の特性）	2
	中国文学研究 I（古典詩）	2
	中国文学研究 II（古典文）	2
	中国語学研究 I（現代中国語文法）	2
	中国語学研究 II（現代中国語意味論）	2
	比較文学研究 I（西洋古典韻文講読）	2
	比較文学研究 II（西洋古典散文講読）	2
	比較文学研究 III（近代詩）	2
	比較文学研究 IV（近代小説）	2
	フランス語学・フランス文学研究 I（文学と思想）	2
	フランス語学・フランス文学研究 II（文学とメディア）	2
	フランス語学・フランス文学研究 III（詩法）	2
	フランス語学・フランス文学研究 IV（19世紀フランス詩研究）	2

	ドイツ語学・ドイツ文学研究 I (ドイツ語構造論)	2
	ドイツ語学・ドイツ文学研究 II (ドイツ語テキスト分析)	2
	ドイツ語学・ドイツ文学研究 III (20世紀ドイツ文学)	2
	ドイツ語学・ドイツ文学研究 IV (ドイツ文学と記憶)	2
	英語学研究 I (通時的研究)	2
	英語学研究 II (共時的研究)	2
	英語学研究 III (英語構造論)	2
	英語学研究 IV (英語テキスト分析)	2
	英語文学研究 I (イギリス文学文化)	2
	英語文学研究 II (英語圏文化と映画)	2
	英語文学研究 III (アメリカ文学文化)	2
	英語文学研究 IV (英語圏文化批評と映画)	2
	芸術コミュニケーション研究 I (現代舞踊論)	2
	芸術コミュニケーション研究 II (身体論)	2
	芸術コミュニケーション研究 III (現代芸術論)	2
	芸術コミュニケーション研究 IV (彫刻論)	2
	芸術コミュニケーション研究 V (音楽学研究)	2
	芸術コミュニケーション研究 VI (音楽と社会)	2

心理学分野

区分	授業科目	単位
心理学分野コア科目	心理学研究指導 I	2
	心理学研究指導 II	2
	心理学総合演習 I	2
	心理学総合演習 II	2
	心理学理論研究	2
	心理学総合演習	2
リサーチアクション系科目	発達・教育心理学実習	2
	実験心理学実習	2
	社会心理学実習	2

心理学分野発展科目	人間の精神と社会環境特論	2
	人間の精神と社会環境演習	2
	学習過程論特論	2
	学習過程論演習	2
	人間形成論特論	2
	人間形成論演習	2
	音楽心理学特論	2
	音楽心理学演習	2
	野外教育グループカウンセリング特論	2
	野外教育グループカウンセリング演習	2
	比較教育学特論	2
	比較教育学演習	2
	国際精神保健学特論	2
	国際精神保健学演習	2
	認知工学特論	2
	認知工学演習	2
	家族心理学特論（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践）	2
	学校カウンセリング総論（福祉分野に関する理論と支援の展開）	2
	学校臨床心理学演習（教育分野に関する理論と支援の展開）	2
	教育心理学特論	2
	教育心理学演習	2
	司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	2
	社会心理学特論（産業・労働分野に関する理論と支援の展開）	2
	心の健康教育に関する理論と実践	2
	精神医学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開）	2
	認知心理学特論	2
	認知心理学演習	2
	発達心理学特論	2
	発達心理学演習	2
	実験心理学研究	2
	基礎心理学研究	2
	認知心理学研究	2
	生理心理学研究	2
	社会心理学研究	2
	グループダイナミックス	2

臨 床 心 理 学 コ ー ス	心理 学 分 野 コ ア 科 目	心理学研究指導 I	2
		心理学研究指導 II	2
		心理学総合演習 I	2
		心理学総合演習 II	2
ア ク シ ョ ン リ サ ー チ 系 科 目		臨床心理実習 I (心理実践実習)	2
		発達・教育心理学実習	2
		臨床心理学基礎実習	2
		臨床心理実習 II	2
心 理 学 分 野 発 展 科 目		人間の精神と社会環境特論	2
		人間の精神と社会環境演習	2
		学習過程論特論	2
		学習過程論演習	2
		人間形成論特論	2
		人間形成論演習	2
		音楽心理学特論	2
		音楽心理学演習	2
		野外教育グループカウンセリング特論	2
		野外教育グループカウンセリング演習	2
		比較教育学特論	2
		比較教育学演習	2
		国際精神保健学特論	2
		国際精神保健学演習	2
		認知工学特論	2
		認知工学演習	2
		家族心理学特論 (家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践)	2
		学校カウンセリング総論 (福祉分野に関する理論と支援の展開)	2
		学校臨床心理学演習 (教育分野に関する理論と支援の展開)	2
		学校臨床心理学特論	2
		教育心理学特論	2
		教育心理学演習	2
		司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	2
		社会心理学特論 (産業・労働分野に関する理論と支援の展開)	2

	心の健康教育に関する理論と実践	2
	精神医学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開）	2
	認知心理学特論	2
	認知心理学演習	2
	発達心理学特論	2
	発達心理学演習	2
	臨床心理学特論Ⅰ	2
	臨床心理学特論Ⅱ	2
	臨床心理査定演習Ⅰ（心理的アセスメントに関する理論と実践）	2
	臨床心理査定演習Ⅱ	2
	臨床心理面接特論Ⅰ（心理支援に関する理論と実践）	2
	臨床心理面接特論Ⅱ	2

経済学分野

区分	授業科目	単位
経 済 学 分 野 コ ア 科 目	上級ミクロ経済学	2
	上級マクロ経済学	2
	上級計量経済学	2
	財務会計特論	2
	法制度の経済分析特論	2
	環境経済学特講	2
サ ー チ 系 科 目	経済政策演習	2
	社会政策演習	2

経済学分野発展科目	公共経済学特講	2
	都市政策特講	2
	行動経済学特講	2
	ファイナンス論特講	2
	恐慌論	2
	日本経済特講	2
	医療経済学特講	2
	ミクロ計量経済学	2
	マネジメント特論	2
	労務管理特講	2
	理論経済学演習 I	2
	応用経済学演習 I	2
	理論経済学演習 II	2
	応用経済学演習 II	2

法学分野

区分	授業科目	単位
法学分野コア科目	憲法学	2
	租税法学	2
	特別刑法概論	2
	民法学 I	2
	民法学 II	2
	商法学 商法学	2
リサーチ系科目 アクション	地域法律実務演習	2
	地域プロジェクト演習	2
法学分野発展科目	比較憲法学	2
	行政法学	2
	法人税法特論	2
	社会保障法学	2
	刑事手続法学	2
	民事手続法特殊研究	2
	環境法学	2
	公法・刑事法学演習 I	2
	民事法学演習 I	2
	公法・刑事法学演習 II	2
	民事法学演習 II	2

○信州大学大学院総合人文社会科学研究科委員会規程（案）

（平成 32 年 4 月 1 日信州大学規程第 1 号）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、信州大学大学院研究科委員会通則（平成 16 年信州大学通則第 4 号。以下「研究科委員会通則」という。）第 10 条及び信州大学大学院総合人文社会科学研究科規程（平成 32 年信州大学規程第 1 号）第 4 条第 2 項の規定に基づき、信州大学大学院総合人文社会科学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

（組織）

第 2 条 研究科委員会は、研究科長、副研究科長、分野長及び研究科において主たる授業又は指導を担当するものとして配置された専任の教授で組織する。ただし、必要があるときは、研究科において主たる授業又は指導を担当するものとして配置された専任の准教授、講師又は助教を加えることができる。

（審議事項）

第 3 条 研究科委員会は、学長が次の各号に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- 2 研究科委員会は、前項に掲げるもののほか、次の各号に掲げる事項について、学長に意見を述べるものとする。
 - (1) 教育課程の編成に関する事項
 - (2) 研究科に所属する教員の選考及び業務内容等に関する事項
- 3 研究科委員会は、前 2 項に定めるもののほか、学長及び研究科長（以下この項において「学長等」という。）が掌る教育研究に関する事項について審議し、学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

第 4 条 前条第 2 項第 2 号に定める事項については、研究科委員会の意見を聴いた後、信州大学学術研究院会議において審議する。

（委員長）

- 第 5 条 研究科委員会に委員長を置き、研究科長をもって充てる。
- 2 委員長は、研究科委員会を招集し、その議長となる。
 - 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する副研究科長が、その職務を代行する。
 - 4 委員長は、委員の 3 分の 1 以上の請求があった場合には、委員会を開かなければならぬ。

(議事)

- 第6条 研究科委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 2 議事は、信州大学学位規程(平成16年信州大学規程第19号)第15条に規定するものを除き、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。
- 3 海外旅行、内地留学及び休職中の委員は、委員総数に算入しない。

(委員以外の者の出席)

- 第7条 研究科委員会が必要と認めたときは、研究科委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(代議員会等)

- 第8条 研究科委員会は、研究科委員会通則第7条の2第1項の規定に基づく代議員会等を置くことができる。
- 2 研究科委員会は、研究科委員会通則第7条の2第2項の規定に基づき、代議員会等に委任した事項について、当該会議の議決をもって研究科委員会の議決とすることができる。
- 3 代議員会等に関し、必要な事項は、別に定める。

(分野会議)

- 第9条 研究科委員会に、研究科の円滑な運営を図るため、分野会議を置く。
- 2 会議に関し、必要な事項は、別に定める。

(庶務)

- 第10条 研究科委員会の庶務は、人文学部事務部、教育学部事務部及び経法学部事務部において処理する。

(雑則)

- 第11条 この規程に定めるもののほか、研究科委員会に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て別に定める。

附 則

この規程は、平成32年4月1日から施行する。